

所管部課	選挙管理委員会事務局		部長	矢吹 勇一																								
件名	東大和市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について																											
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項																							
関係事項	条例規則																											
	部課機関																											
1. 要 旨																												
(1) 改正理由																												
<p>公職選挙法施行令が一部改正され、国政選挙の選挙運動用自動車の使用の公営等に要する経費に係る限度額が引き上げられた。</p> <p>市議会議員及び市長の選挙における選挙運動の公費負担は、公職選挙法の規定により国政選挙に準じた制度を条例で定めたものであることから、同様に限度額を引き上げるため条例の一部改正を行う。</p>																												
(2) 改正内容																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経費の種類</th> <th>改正前単価</th> <th>改正後単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">自動車借入れ</td> <td>15,800 円</td> <td>16,100 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">燃料費</td> <td>7,560 円</td> <td>7,700 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">選挙運動ビラ</td> <td>7 円 51 銭</td> <td>7 円 73 銭</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">選挙運動用ポスター</td> <td>1 枚当たり</td> <td>525 円 6 銭</td> <td>541 円 31 銭</td> </tr> <tr> <td>企画費</td> <td>310,500 円</td> <td>316,250 円</td> </tr> </tbody> </table>						経費の種類		改正前単価	改正後単価	自動車借入れ		15,800 円	16,100 円	燃料費		7,560 円	7,700 円	選挙運動ビラ		7 円 51 銭	7 円 73 銭	選挙運動用ポスター	1 枚当たり	525 円 6 銭	541 円 31 銭	企画費	310,500 円	316,250 円
経費の種類		改正前単価	改正後単価																									
自動車借入れ		15,800 円	16,100 円																									
燃料費		7,560 円	7,700 円																									
選挙運動ビラ		7 円 51 銭	7 円 73 銭																									
選挙運動用ポスター	1 枚当たり	525 円 6 銭	541 円 31 銭																									
	企画費	310,500 円	316,250 円																									
(3) 施行日																												
公布の日から施行する。																												
(4) 影響及び効果																												
国政選挙及び都政選挙（東京都の公費負担条例についても、同様の趣旨で改正済みである。）の選挙運動の公費負担の単価と同単価とすることで、均衡が図られる。																												
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）																												
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月6日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布、施行 文書課法規係において審査済み。 																												
3. 留意事項（問題点等）																												
4. 主管部処理案（検討結果等）																												
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。 																												
5. 審議結果																												

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。